

北口施設県産品取扱条件（案）

▽取扱条件

●出展事業者

- ・本施設に出展できる者は、原則、商工会地区内の会員事業者とし、商工会からの紹介とする。
但し、愛知県及び株式会社ジブリパークから紹介があった事業者については、出展できるものとする。

●出展できる商品

- ・出展できる特産品は、次の要件の全てを満たすものとする。
 - ① 商工会地域の資源・技術を活用した特産品等であること。
 - ② 出展する事業者等が自己又は自己の名をもって生産・販売する特産品等であること。
 - ③ 出展期間に継続して供給することができる特産品等であること。
 - ④ 説明文等に誇大又は虚偽の記載がない特産品等であること。
 - ⑤ 各種法令、条例等に違反しない特産品等であること。
 - ⑥ 特許、実用新案等で係争中でない特産品等、あるいは係争の恐れがない特産品等であること。
 - ⑦ 危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生のおそれのない特産品等であること。
 - ⑧ 公序良俗に反しない特産品等であること。
 - ⑨ ナショナルブランド（大規模小売店などで既に販売され全国的規模で販売されている）でないもの。

●販売場所

- ・販売は北口施設休憩棟の物販コーナーで実施する。

●ディスプレイ

- ・商品とあわせて商品紹介のパネルを設置予定。コーナーとしての意匠を統一するため、提案段階で各事業者側から商品説明の情報を提出いただき、運営側（愛知県、株式会社ジブリパーク）でパネルを制作、商品と合わせて掲出する形を検討。
※パネルの製作実費は、各事業者で負担をお願いしたい。
なお、製作実費について、「まるっと！あいち」の出展事業者に対しては、本連合会が一部を負担する。

●事業者／商材の選定

- ・取扱商材は商工会から候補を提案いただいた上で、運営側で選定を行う形としたい。
- ・陳列スペースが限られることから、県内尾張地区、三河地区からバランスよく選定したい。アイテムについて、3か月程度（季節ごと）で入れ替えて販売を行う。短期間で商品を入れ替えて販売していくことで、コーナーとしての活気を保つとともに、定期的な公園

利用者にも県産品を広く紹介することができる。また、品質管理の点から見ても短期での入れ替えが望ましい（店舗の構造上、日当たりがよいため、長期間置いておくことで商品が劣化するおそれがある）。

- ・ 食品の場合、生鮮食品や賞味期限の短い食品は取り扱いを避け、常温保存可能で繊細な管理が必要としない食品のみ取り扱うこととしたい。

●取扱条件／支払条件

- ・ 在庫リスクの観点から、買取販売ではなく、レジ販売数にもとづく消化仕入れ（販売手数料率 30%）での取り扱いを基本としたい（万引きや破損等のロスについては事業者側負担とする形）。
- ・ ストックスペースが狭いため、都度発注・都度納品とし、販売期間終了後、在庫は引き取っていただく形としたい。
- ・ ルート配送や路線便での配送（送料は事業者側負担）が可能な仕入先を前提としたい。
- ・ 支払条件は、当月売上額から手数料を引いた金額を翌月末までに支払明細書を発行し入金する想定。